

高校生に向けた宿泊業の魅力発信動画制作業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、下記業務のプロポーザルに参加しようとするもの（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 業務名

高校生に向けた宿泊業の魅力発信動画制作業務委託

2 業務の概要

(1) 業務の内容

県内商業高校等に在籍する生徒の観光産業への興味関心を高め、就職意欲醸成を図るため、宿泊業の業務内容や仕事の魅力・やりがい等を発信する動画を制作する。（詳細は仕様書のとおり）

(2) 履行期間

契約日から令和8年1月30日（金）まで

(3) 予算額

1,428,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

※この金額は、本業務における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。

※事業の企画・調整等に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含みます。

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年7月8日（火）	公募開始
令和7年7月22日（火）	参加表明書提出期限、質問書提出期限
令和7年7月29日（火）	参加資格確認結果通知
令和7年8月12日（火）	企画提案書提出期限
令和7年8月中旬～下旬	プレゼンテーション審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

正本1部、副本4部（計5部）

(3) 提出期限

令和7年8月12日（火）午後5時（必着）

(4) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁5階

長崎県 文化観光国際部 観光振興課 観光産業振興班

担当：山並 電話：095-895-2644 メール：s38030@pref.nagasaki.lg.jp

(5) 受理の通知

提出書類を期限までに受領したときは、提出者に対して書類を受領したことを電話またはメールでお知らせします。

(6) 留意事項等

ア 企画提案書は1者につき1提案のみとします。

イ 企画提案書を受領した後の追加及び修正は認めません（県が補正等を求める場合を除く）。

ウ 厳格に審査するため、副本について、企画提案書及び関係書類には、社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ その他

- ・応募書類（正1部、副4部）は、まとめてA4ファイルに綴じて提出してください。

- ・A4ファイル（正本）の表紙及び背表紙は、事務局（県観光振興課）限りの取扱となるため、事務局において企画提案書及び関係書類とそれを作成した会社を確認することができるよう、提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

（副本には会社名を記入しないでください。）

＜正本の記入例＞ 高校生に向けた宿泊業の魅力発信動画制作業務委託
株式会社〇〇

- ・副本については、あわせて、電子メール（PDF）でも提出してください。

5 質疑及び回答

説明会の開催は予定しておりません。質疑がある場合は別紙様式6により電子メールで受け付けます。なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

（メールアドレス）s38030@pref.nagasaki.lg.jp

なお、質問書の提出期限は、令和7年7月22日（火）午後5時までとします。

回答は、7月28日（月）午後5時までに行います。

6 審 査

(1) 審査の方法

ア 次頁（2）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「ア.業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「ア.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーションによる審査により行います（オンライン対応可）。

プレゼンテーション審査の日時等の詳細については、対象者に後日連絡します。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
ア. 業務内容に関する提案	○宿泊業の業務内容や魅力・やりがい等を明確に伝えることが出来る動画の構成および内容となっているか。 ○3本の動画がそれぞれ異なるテーマ・視点で構成されており、宿泊業の多様性を表現できているか。	20
	○主な視聴者である高校生の関心を引く動画となるよう、魅力的な導入や親しみやすい表現等の工夫がなされているか。	15
	○ターゲットとなる生徒像が明確化され、生徒の興味関心の向上や就職意欲醸成につながる内容となっているか。 ○高校生が自身の未来を重ねて考えられるような、共感性の高い演出等が盛り込まれているか。	20
	○教育現場での幅広い活用を想定した構成および内容が十分に検討されており、使いやすさに配慮した工夫がなされているか。	15
イ. 業務実績	○過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。	10
ウ. 業務実施体制	○業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ○業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。 ○円滑かつ効率的な業務実施が可能な手法及びスケジュールとなっているか。	10
エ. 提案金額	○価格点の算定式 満点（10点）×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	10

※審査項目アからウまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

※審査項目アからウまでにおいて、以下に該当する場合は、その企画提案書は不採択とします。

- ・全審査委員の評点の平均点が45点未満の場合（アからウの合計90点のうち）
- ・審査内容ごとの評価において、全審査委員の半数以上が1項目でもE評価とした場合

評価	評点
A（たいへん優れている）	項目の配点 × 1.0
B（優れている）	項目の配点 × 0.8
C（普通）	項目の配点 × 0.6
D（やや劣っている）	項目の配点 × 0.4
E（劣っている）	項目の配点 × 0.2

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（県及び審査委員会での使用に限る。）。

(3) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 文化観光国際部 観光振興課 観光産業振興班

担当：山並

T E L：095-895-2644

E-mail：s38030@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

(1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。

(2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。